

水戸市告示第412号

水戸市廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく行政処分基準を次のように定める。

令和4年12月28日

水戸市長 高橋 靖

水戸市廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく行政処分基準

(目的)

第1条 この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）に基づき本市が処理することとされた事務に係る茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成19年茨城県条例第17号。以下「県条例」という。）に基づき、許可の取消し又は事業の停止若しくは施設使用の停止（以下「行政処分」という。）を命ずる場合の基準を定め、もって行政処分の適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、法及び県条例の例による。

(行政処分の対象)

第3条 この基準の規定による行政処分の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設又は法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者（以下「施設設置者」という。）
- (2) 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業、法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業、法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業又は法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）
- (3) 県条例第12条第1項の規定による指定処理施設等の設置許可を受けた者（以下「指定処理施設等設置者」という。）

(施設設置者及び許可業者の行政処分の基準)

第4条 法第9条の2、第9条の2の2、第15条の2の7及び第15条の3の規定により施設設置者に対して行う行政処分の基準並びに法第14条の3（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）及び第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により許可業者に対して行う行政処分の基準は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、第6条の規定による加重措置を講じた場合は、この限りでない。

(指定処理施設等設置者の行政処分の基準)

第5条 県条例第17条及び第18条の規定による指定処理施設等設置者に対して行う行政処分の基準は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。ただし、次条の規定による加重措置を講じた場合は、この限りでない。

(加重措置)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、行政処分において加重措置（異なる行政処分の内容に該当する複数の違反があるときは、その最も重いものを適用する。）を講ずることができる。この場合において、加重日数は、第4条及び前条に掲げる事業等の停止期間の2倍を限度とし、加重措置の結果、事業等の停止期間が90日を超える場合は、許可取消処分へ移行する。

- (1) 過去に法又は県条例の違反による行政処分を受けたことがあるとき。
- (2) 複数の違反行為（他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けた行為を含む。）を行ったとき。
- (3) 行政処分に係る事案の証拠について改ざん、毀棄又は隠蔽（他者にこれらの行為を行わせた場合を含む。）を図ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、加重するに足りる相当の理由があると市長が認めたととき。

付 則

この基準は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条、第5条関係）

許可の取消し等の要件（第1項から第5項までの違反行為は法の罰条をもって記載）	処分内容
1 次のいずれかに該当する場合 (1) 無許可営業（法第25条第1項第1号） (2) 不正手段による営業許可取得（法第25条第1項第2号） (3) 無許可事業範囲変更（法第25条第1項第3号） (4) 不正手段による事業範囲変更許可取得（法第25条第1項第4号） (5) 事業停止命令違反又は措置命令違反（法第25条第1項第5号） (6) 委託基準違反（法第25条第1項第6号） (7) 名義貸しの禁止違反（法第25条第1項第7号） (8) 施設無許可設置（法第25条第1項第8号） (9) 不正手段による施設設置許可取得（法第25条第1項第9号） (10) 施設無許可変更（法第25条第1項第10号） (11) 不正手段による施設変更許可取得（法第25条第1項第11号） (12) 無確認輸出（法第25条第1項第12号） (13) 受託禁止違反（法第25条第1項第13号） (14) 不法投棄（法第25条第1項第14号） (15) 不法焼却（法第25条第1項第15号） (16) 指定有害廃棄物の処理禁止違反（法第25条第1項第16号）	許可取消し

<ul style="list-style-type: none"> (17) 無確認輸出，不法投棄又は不法焼却の未遂（法第25条第2項） (18) 委託基準違反又は再委託禁止違反（法第26条第1号） (19) 施設の改善命令違反若しくは使用停止命令違反又は改善命令違反（法第26条第2号） (20) 施設の無許可譲受け又は無許可借受け（法第26条第3号） (21) 無許可輸入（法第26条第4号） (22) 輸入許可条件違反（法第26条第5号） (23) 不法投棄又は不法焼却の目的収集運搬（法第26条第6号） (24) 無確認輸出予備（法第27条） 	
<p>2 次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 虚偽管理票交付（法第27条の2第6号） (2) 管理票に係る勧告の措置命令違反（法第27条の2第11号） (3) 土地形質変更の計画変更命令違反又は措置命令違反（法第28条第2号） 	停止90日
<p>3 施設使用前検査受検義務違反（法第29条第2号）に該当する場合</p>	停止60日
<p>4 次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 管理票の交付義務違反，記載義務違反又は虚偽記載（法第27条の2第1号） (2) 管理票の写し送付義務違反，記載義務違反又は虚偽記載（法第27条の2第2号） (3) 管理票回付義務違反（法第27条の2第3号） (4) 管理票の写し送付義務違反，記載義務違反又は虚偽記載（法第27条の2第4号） (5) 管理票又はその写しの保存義務違反（法第27条の2第5号） (6) 引受禁止違反（法第27条の2第7号） (7) 虚偽管理票写し送付又は管理表虚偽報告（法第27条の2第8号） (8) 電子管理票虚偽登録（法第27条の2第9号） (9) 電子管理票の報告義務違反又は虚偽報告（法第27条の2第10号） (10) 保管届出義務違反（法第29条第1号（法第12条第3項又は法第12条の2第3項に係る部分に限る。）） (11) 処理困難の通知義務違反又は虚偽通知（法第29条第4号） (12) 処理困難通知保存義務違反（法第29条第5号） (13) 土地形質変更の届出義務違反又は虚偽届出（法第29条同条第6号） (14) 帳簿備付け義務違反又は帳簿の記載義務違反，虚偽記載若し 	停止30日

<p>くは保存義務違反（法第30条第1号）</p> <p>(15)業廃止，変更届出，施設変更届出若しくは施設相続の届出義務違反又は虚偽届出（法第30条第2号）</p> <p>(16)定期検査の拒否，妨害又は忌避（法第30条第3号）</p> <p>(17)維持管理事項の記録義務違反，虚偽記載又は備付け義務違反（法第30条第4号）</p> <p>(18)処理責任者等設置義務違反（法第30条第5号）</p> <p>(19)無届営業（法第30条第6号）</p> <p>(20)報告拒否又は虚偽報告（法第30条第7号）</p> <p>(21)立入検査の拒否，妨害又は忌避（法第30条第8号）</p> <p>(22)技術管理者設置義務違反（法第30条第9号）</p>	
5 事故時応急措置命令違反（法第29条第7号）に該当する場合	応急措置に必要な期間の停止
6 前5項以外の違反行為に該当する場合	停止15日
7 法9条の2第1項第1号若しくは第2号，第9条の2の2第2項，第14条の3第2号，第14条の3の2第2項，第15条の2の7第1号若しくは第2号又は第15条の3第2項に該当する場合	改善に必要な期間の停止又は改善が見込めない場合は許可取消し
8 法第9条の2第1項第4号，第14条の3第3号又は第15条の2の7第4号に該当する場合	停止30日

別表第2（第5条関係）

許可の取消し等の要件（第1項から第4項までの違反行為は県条例の罰条をもって記載）	処分内容
<p>1 次のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 施設無許可設置（県条例第24条第1号）</p> <p>(2) 不正手段による施設設置許可取得（県条例第24条第2号）</p> <p>(3) 施設無許可変更（県条例第24条第3号）</p> <p>(4) 不正手段による施設変更許可取得（県条例第24条第4号）</p> <p>(5) 施設の改善命令違反又は使用停止命令違反若しくは改善命令違反（県条例第24条第5号）</p> <p>(6) 施設の無許可譲受け又は無許可借受け（県条例第24条第6号）</p>	許可取消し
2 自社処理票に係る改善命令違反（県条例第26条）に該当する場合	停止90日
3 施設使用前検査受検義務違反（県条例第25条）に該当する場合	停止60日

<p>4 次のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 施設の変更届義務違反又は虚偽届出(県条例第27条第1号)</p> <p>(2) 技術管理者設置義務違反(県条例第27条第2号)</p> <p>(3) 維持管理事項の記録義務違反, 閲覧義務違反若しくは虚偽記載又は帳簿の備付け義務違反(県条例第27条第3号)</p> <p>(4) 施設相続届出義務違反(県条例第27条第4号)</p> <p>(5) 報告拒否又は虚偽報告(県条例第27条第5号)</p> <p>(6) 立入検査の拒否, 妨害又は忌避(県条例第27条第6号)</p>	<p>停止30日</p>
<p>5 県条例第17条第1項第1号若しくは第2号又は第18条第2項に該当する場合</p>	<p>改善に必要な期間の停止又は改善が見込めない場合は許可取消し</p>
<p>6 県条例第17条第1項第4号に該当する場合</p>	<p>停止30日</p>